

報告事項No. 5

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約（平成27年10月14日議決、平成29年10月6日変更議決、平成30年12月13日変更議決、令和元年6月27日変更議決、令和元年12月12日変更議決、令和2年12月11日変更議決、令和4年3月18日変更議決、令和5年3月17日変更議決、令和6年3月18日変更議決及び令和7年3月19日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

4の契約金額「15,567,048,471円」を「15,639,107,772円」に変更する。

参考資料

- 1 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について (平成27年9月1日提出・平成27年10月14日議決)

1	事業名	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業
2	履行場所	川崎市幸区南幸町3丁目149番2
3	契約の方法	総合評価一般競争入札
4	契約金額	15,408,437,822円
5	契約期間	契約締結日から平成44年3月31日まで
6	契約の相手方	川崎市川崎区南町20番地3 株式会社 川崎南部学校給食サービス 代表取締役 山本 徳憲

- 2 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (平成29年9月1日提出・平成29年10月6日議決)

4の契約金額「15,408,437,822円」を「15,258,586,753円」に変更する。

- 3 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (平成30年11月26日提出・平成30年12月13日議決)

4の契約金額「15,258,586,753円」を「15,251,142,770円」に変更する。

- 4 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和元年6月10日提出・令和元年6月27日議決)

4の契約金額「15,251,142,770円」を「15,406,567,404円」に変更する。

- 5 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和元年11月25日提出・令和元年12月12日議決)

4の契約金額「15,406,567,404円」を「15,416,081,290円」に変更する。

- 6 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和2年11月24日提出・令和2年12月11日議決)

4の契約金額「15,416,081,290円」を「15,435,411,923円」に変更する。

- 7 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和4年2月14日提出・令和4年3月18日議決)

4の契約金額「15,435,411,923円」を「15,453,217,446円」に変更する。

- 8 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和5年2月13日提出・令和5年3月17日議決)

4の契約金額「15,453,217,446円」を「15,471,282,989円」に変更する。

- 9 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和6年2月13日提出・令和6年3月18日議決)

4の契約金額「15,471,282,989円」を「15,522,455,033円」に変更する。

- 10 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和7年2月13日提出・令和7年3月19日議決)

4の契約金額「15,522,455,033円」を「15,567,048,471円」に変更する。

11 変更理由

事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更を行うものである。

報告事項No. 6

(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約（平成27年12月15日議決、平成29年12月14日変更議決、平成30年12月13日変更議決、令和元年6月27日変更議決、令和元年12月12日変更議決、令和2年12月11日変更議決、令和4年3月18日変更議決、令和5年3月17日変更議決、令和6年3月18日変更議決及び令和7年3月19日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

4の契約金額「11,326,346,349円」を「11,381,835,236円」に変更する。

参考資料

- 1 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について (平成27年11月26日提出・平成27年12月15日議決)

1	事業名	(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業
2	履行場所	川崎市中原区上平間1700番8他
3	契約の方法	総合評価一般競争入札
4	契約金額	11,186,444,195円
5	契約期間	契約締結日から平成44年3月31日まで
6	契約の相手方	川崎市幸区南加瀬3丁目4番9号 株式会社 川崎中部SLS 代表取締役 中舘 亨

- 2 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (平成29年11月27日提出・平成29年12月14日議決)

4の契約金額「11,186,444,195円」を「11,081,886,324円」に変更する。

- 3 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (平成30年11月26日提出・平成30年12月13日議決)

4の契約金額「11,081,886,324円」を「11,078,002,820円」に変更する。

- 4 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和元年6月10日提出・令和元年6月27日議決)

4の契約金額「11,078,002,820円」を「11,197,104,792円」に変更する。

- 5 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和元年11月25日提出・令和元年12月12日議決)

4の契約金額「11,197,104,792円」を「11,205,757,795円」に変更する。

- 6 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和2年11月24日提出・令和2年12月11日議決)

4の契約金額「11,205,757,795円」を「11,222,186,159円」に変更する。

- 7 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和4年2月14日提出・令和4年3月18日議決)

4の契約金額「11,222,186,159円」を「11,238,712,765円」に変更する。

- 8 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和5年2月13日提出・令和5年3月17日議決)

4の契約金額「11,238,712,765円」を「11,254,730,769円」に変更する。

- 9 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和6年2月13日提出・令和6年3月18日議決)

4の契約金額「11,254,730,769円」を「11,291,925,948円」に変更する。

- 10 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和7年2月13日提出・令和7年3月19日議決)

4の契約金額「11,291,925,948円」を「11,326,346,349円」に変更する。

11 変更理由

事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更を行うものである。

報告事項No. 7

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約（平成27年12月15日議決、平成29年12月14日変更議決、平成30年12月13日変更議決、令和元年6月27日変更議決、令和元年12月12日変更議決、令和2年12月11日変更議決、令和4年3月18日変更議決、令和5年3月17日変更議決、令和6年3月18日変更議決及び令和7年3月19日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

4の契約金額「8,166,080,520円」を「8,205,019,862円」に変更する。

参考資料

- 1 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について (平成27年11月26日提出・平成27年12月15日議決)

1	事業名	(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業
2	履行場所	川崎市麻生区栗木2丁目8番3
3	契約の方法	総合評価一般競争入札
4	契約金額	8,083,958,233円
5	契約期間	契約締結日から平成44年3月31日まで
6	契約の相手方	川崎市中原区上小田中2丁目3番6号 株式会社 川崎北部学校給食サービス 代表取締役 山本 徳憲

- 2 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (平成29年11月27日提出・平成29年12月14日議決)

4の契約金額「8,083,958,233円」を「7,993,822,000円」に変更する。

- 3 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (平成30年11月26日提出・平成30年12月13日議決)

4の契約金額「7,993,822,000円」を「7,992,095,053円」に変更する。

- 4 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和元年6月10日提出・令和元年6月27日議決)

4の契約金額「7,992,095,053円」を「8,071,986,329円」に変更する。

- 5 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和元年11月25日提出・令和元年12月12日議決)

4の契約金額「8,071,986,329円」を「8,079,035,012円」に変更する。

- 6 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和2年11月24日提出・令和2年12月11日議決)

4の契約金額「8,079,035,012円」を「8,091,452,305円」に変更する。

- 7 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和4年2月14日提出・令和4年3月18日議決)

4の契約金額「8,091,452,305円」を「8,103,889,652円」に変更する。

- 8 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和5年2月13日提出・令和5年3月17日議決)

4の契約金額「8,103,889,652円」を「8,116,480,848円」に変更する。

- 9 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和6年2月13日提出・令和6年3月18日議決)

4の契約金額「8,116,480,848円」を「8,142,893,962円」に変更する。

- 10 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (令和7年2月13日提出・令和7年3月19日議決)

4の契約金額「8,142,893,962円」を「8,166,080,520円」に変更する。

11 変更理由

事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更を行うものである。